

# 第5期東京都犯罪被害者等支援計画（素案）に関する意見募集の結果について

## 1. 募集期間

令和8年1月30日（金曜日） ～ 2月28日（土曜日）

## 2. 募集結果の概要

- ① 提出された方の総数：13名 ※うち非公表を希望した方3名
- ② 提出された意見件数：50件 ※うち非公表を希望の意見3件
  - ・1通の中にある、御意見と考えられる部分を「意見件数」としてカウントしています。
  - ・同様の趣旨と考えられる御意見については内容をまとめて公表しておりますので、意見総数とは合致しません。
  - ・同様の趣旨と考えられる御意見については、回答をまとめて公表しています。

## 3. 「意見の概要」と「意見に対する都の考え方」

### 「第4章 具体的な施策」に対する意見

#### 施策の柱1 総合的な支援体制の推進

| 基本的な施策      | 意見の概要   | 意見に対する都の考え方   |
|-------------|---|---|
| 総合的な支援体制の推進 | 「支援体制の充実」に関する記載について、被害者が、被害に遭った時に、どこに相談すればよいのかを、もっと分かりやすく周知して欲しい。 | 頂いた御意見を踏まえ、計画資料編に、相談窓口一覧を掲載いたしました。<br>引き続き、相談窓口等について、都民にとってより分かりやすく周知するよう取組を推進していきます。 |

施策の柱 1 総合的な支援体制の推進

| 基本的な施策                | 意見の概要   | 意見に対する都の考え方  |
|-----------------------|---|--|
| 区市町村における支援体制の充実に向けた取組 | 区市町村の総合的窓口の職員がスキルを向上するために欠かせない支援であるため、さらに充実させていただきたい。                               | 区市町村窓口における対応能力の向上が図られるよう支援し、犯罪被害者等への生活支援を中心とした身近な相談しやすい環境を充実させる取組を推進していきます。  |
|                       | 区市町村窓口における対応の支援について、都が主体となって積極的に周知を図り、認知度向上に取り組むべきである。                              | 東京都における区市町村の総合的対応窓口については、被害者等支援専門員や東京都人権部ホームページでの紹介など、被害者等に対して周知を実施しています。引き続き、周知方法を工夫するなど、認知度向上に取り組んでまいります。  |
|                       | 区市町村の相談窓口の担当者が、東京都総合相談窓口における区市町村職員の受入れの研修を受けられるよう受入数の増加をお願いしたい。                     | 区市町村窓口において犯罪被害者等への適切な支援を行い、その充実を図るため、引き続き、東京都総合相談窓口において区市町村職員を研修生として一定期間受け入れ、犯罪被害者等支援の現場体験等を通じた必要な知識・ノウハウの習得の支援を行っています。引き続き、東京都総合相談窓口と連携して区市町村への支援を行ってまいります。 |
|                       | 東京都の区市町村における被害者支援条例の制定率は低く、地域による支援格差が生じている。格差解消のため、都が率先して区市町村への働きかけや条例制定支援を行うべきである。 | 犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援に資するよう、犯罪被害者等のニーズや条例制定自治体の状況を情報提供するなど、区市町村における条例の制定に向けた協力を行ってまいります。  |
|                       | 都が率先して、区市町村へ条例制定への働きかけや支援を行っていただきたい。  |  |
| 緊急支援体制の推進             | 警視庁と密接に連携しつつ、都が中心となって関係機関を巻き込む役割を果たすべきである。  | 都は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が都内で発生した場合、当該事案に対応できるよう、区市町村、警視庁、関係機関等と連携した緊急支援体制を整備し、各関係機関がそれぞれの役割を果たし、また、相互に連携・協力して犯罪被害者等への円滑な支援を行ってまいります。                    |
|                       | 所管局が警視庁になっているが、警視庁に任せるのではなく、都が中心となって関係機関を巻き込む役割を果たしていくべきである。                        |  |

施策の柱2 相談支援・情報提供の充実

| 基本的な施策                | 意見の概要   | 意見に対する都の考え方   |
|-----------------------|---|---|
| 東京都総合相談窓口における取組の充実・強化 | 窓口となっている被害者支援都民センターにおいて、財産犯等にも拡大して相談に対応できる体制を作っていただきたい。         | 被害者支援都民センターでは、犯罪の被害にあわれた方（主として身体に傷を負われた方や性被害にあわれた方）やそのご家族、犯罪により身近な人を亡くされたご遺族へ、様々な支援を行っています。<br>頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。   |
| 性犯罪等被害者支援の取組の充実・強化    | カウンセリングについて、他自治体の支援内容も参考にしつつ、回数ではなく期限の上限を設けるとするなど、配慮と検討をお願いしたい。 | 性犯罪等被害者ワンストップ支援センターでは、性犯罪・性暴力被害者からの電話相談に24時間365日対応し、相談内容に応じて、面接相談、病院・警察等への付添い、公認心理師・精神科医のカウンセリングによる精神的ケアなど、関係機関と連携しながら、被害直後からの総合的な支援を実施しています。<br>頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。 |

施策の柱3 早期回復・生活再建に向けた支援

| 基本的な施策  | 意見の概要   | 意見に対する都の考え方  |
|---|---|--|
| 経済的負担の軽減  | 見舞金の増額、区市町村との併給を認める、重傷病見舞金について精神疾患も対象としてほしい、性被害見舞金の新設等、見舞金制度を拡充すべきである。  | 犯罪被害者の遺族や重傷病を負った犯罪被害者に、遺族見舞金、重傷病見舞金をそれぞれ迅速に給付し、被害直後から強いられる様々な経済的負担の軽減を図っています。また、第5期東京都犯罪被害者等支援計画では、新たに、犯罪被害により父母等を亡くした遺児にも、見舞金を給付することとしています。<br>頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。 |
|   | 条例を作らない区市町村の中には、東京都に見舞金があるからそれで良いと考える自治体がある。区市町村が実施する見舞金制度との併給ができるようにすべきである。  |  |
|   | 見舞金の申請期限の延長をお願いしたい。   |  |
|   | 転居費用の支援について、加害者が出所してから転居した場合の費用も給付対象とすべきである。  | 都内の自宅又はその付近で犯罪被害を受け（一部の性犯罪被害者は被害場所に関わらず対象）、現場となった従前の住居に住むことが困難となった場合や、二次的被害・再被害を受けるおそれがある場合などにおいて、犯罪被害者等が新たな住居へ転居するための費用について、支援しています。<br>頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。        |
|   | 事件直後に転居できなくても加害者の出所時期に再被害の不安におびえている被害者が多くいるため、加害者の出所時期の転居にも給付できるようにしていただきたい。  |  |
|   | 再被害防止の観点から、被害者が物理的・精神的に加害者との関係を断つために転居をする場合、都がその費用を支援することは重要かつ必要な措置である。   |  |
|   | 性被害を受けた際の医療費助成について、性被害後にオンライン処方や薬局販売の緊急避妊ピルを服用した場合にも、ワンストップ支援センターにおいて被害であることが確認できるのであれば、対象に含めるべきではないか。  | 性犯罪等被害者ワンストップ支援センターに相談した被害者が、必要な医療的治療を受けられるよう、医療機関における診察、治療、投薬等の費用について、警察による公費負担制度など他の公的支援制度を利用できる場合を除き、都が支援しています。<br>頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。                           |
| 被害者参加制度における弁護士費用の支援について、資財要件の撤廃又は現状の要件の拡大をお願いしたい。 | 犯罪被害者等が、刑事裁判における被害者参加制度を利用するに当たって弁護士による支援を受けられるよう、国選被害者参加弁護士制度など他の公的支援制度を利用できる場合を除き、被害者参加制度における弁護士費用について、支援しています。<br>頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。 |  |

施策の柱3 早期回復・生活再建に向けた支援

| 基本的な施策             | 意見の概要  | 意見に対する都の考え方   |
|--------------------|--|---|
| 精神的支援の充実           | 医療費・カウンセリング費用の支援について、性被害以外の身体被害の被害者や遺族も受けられるようにしていただきたい。   | 性犯罪等被害者ワンストップ支援センターに相談した被害者が、必要な医療的治療や精神的ケアを受けられるよう、医療機関における診察、治療、投薬等や心理臨床機関における公認心理師等によるカウンセリングを受けた際の費用について、警察による公費負担制度など他の公的支援制度を利用できる場合を除き、都が支援しています。<br>頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。  |
| 日常生活への復帰支援         | 都営住宅について、優先入居できる対象を被害者世帯だけでなく、単身の被害者にも認めていただきたい。   | 配偶者暴力被害者については、単身での申込みに対応できるようにしています。  |
|                    | 都営住宅について、優遇抽選だけでなく、空き室を利用したの緊急入居の制度の新設等制度の見直しをお願いしたい。  | 頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。  |
|                    | 犯罪被害者に対し、よりきめ細かい就業支援を行うべきである。  | 東京しごとセンターにおいて、犯罪被害者等が就業を希望する場合に、きめ細やかな就業相談、就職活動のための各種セミナーや能力開発、求人情報の提供・職業紹介等を行い、雇用や就業の支援を実施しています。<br>頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。   |
| 二次的被害・再被害の防止に向けた取組 | 学校での教育や都民への啓発活動などにより、報道被害や誹謗中傷等の二次的被害から被害者を守ることが必要である。   | 犯罪被害者等が再び被害を受けることを未然に防止し、安全を確保するための取組や二次的被害防止のための広報・啓発を推進しています。   |
|                    | 誹謗中傷に関する講座を都内小中学校で行うことも大事だと思う。   |   |
|                    | 被害者本人が個人が特定されるような報道をしても良いかどうかを選択できるような仕組みづくりが大事だと思う。   |   |
|                    | 「また、二次的被害防止に関するデジタルポスターの作成やSNSによる広告の充実など、幅広い層を対象とした広報・啓発の取組を強化します。」との記載があるが、二次的被害に関する広報・啓発について、幅広い方に対して広報・啓発を実施するためには、アナログでの広報・啓発活動も重要だと考えている。 | 二次的被害について都民の理解を深めるため、講演会を実施するとともに、被害者等が置かれた状況等について理解を促すリーフレットを配布するなど啓発活動に取り組んでいます。<br>頂いた御意見を踏まえ、計画に記載している「また、二次的被害防止に関するデジタルポスターの作成やSNSによる広告の充実など、幅広い層を対象とした広報・啓発の取組を強化します。」を「また、二次的被害防止に関するリーフレット、デジタルポスターの作成やSNSによる広告の充実など、幅広い層を対象とした広報・啓発の取組を強化します。」に修正いたします。 |

その他

|        | 意見の概要  | 意見に対する都の考え方  |
|--------|--|--|
| その他の意見 | <p>「都内の性犯罪(不同意性交等、不同意わいせつ)に係る刑法犯認知件数」が増加傾向であることを踏まえると、性犯罪に対する対策、啓蒙が特に必要である。</p>                | <p>都は、性犯罪等被害者ワンストップ支援センターにおいて、性犯罪・性暴力被害者からの電話相談に24時間365日対応し、相談内容に応じて、面接相談、病院・警察等への付添い、公認心理師・精神科医のカウンセリングによる精神的ケアなど、関係機関と連携しながら、被害直後からの総合的な支援を実施しています。また、関係機関等と連携して、性犯罪等に関する広報・啓発に取り組んでいます。引き続き、性犯罪に対する取組を推進していきます。</p> |
|        | <p>被害者支援制度の認知度はまだ十分とは言えない。必要な時に誰もが支援にたどり着けるよう、さらなる広報展開が必要である。</p>                              | <p>犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等への支援の取組などについて、都民・事業者の理解を深めるため、様々な機会や媒体を活用した広報・啓発を展開していきます。引き続き、被害者支援制度の広報・啓発に努めてまいります。</p>  |
|        | <p>支援に従事するコーディネーターや民間団体スタッフの専門性向上、および日本版DBSの活用を含めた適格性の確保を徹底し、被害者が安心して身を委ねられる体制を維持していただきたい。</p> | <p>全ての支援従事者が、個々の犯罪被害者等の置かれている状況や心情を理解し、直面している様々な問題に対応できるよう、都・区市町村・関係機関等の職員等を対象とした効果的な研修を実施し、技術や知識の習得及び専門性向上のほか、犯罪被害者等の二次的被害防止を図っていきます。また、こども性暴力防止法に関する具体的な措置内容等については、国が示すガイドライン等を踏まえながら、適切な運用・周知等を行います。</p>            |
|        | <p>被害者が都外へ転居した場合や、都外で被害に遭った場合でも、自治体間の垣根を越えて支援が途切れないよう、広域連携の強化に努めていただきたい。</p>                   | <p>被害者が都外へ転居した場合や、都外で被害に遭った場合について、被害者本人の同意を得たうえで必要な情報提供を行うなど、都外の自治体と連携して、支援を行っています。引き続き、都外の自治体と連携し、円滑に支援を行ってまいります。</p>   |
|        | <p>被害者一人ひとりに寄り添おうとする東京都の強い姿勢が伺える計画案である。示された施策が、PDCAサイクルを通じて着実に、かつ柔軟に運用されることを願う。</p>            | <p>引き続き、関係機関と連携しながら、総合的かつ計画的に推進していきます。</p>   |
|        | <p>「二次的被害」という表記について、「二次被害」に統一すべきである。</p>   | <p>国の犯罪被害者等基本計画における記載等を踏まえ、都においては「二次的被害」という表記を用いています。</p>  |

その他

|  | 意見の概要   | 意見に対する都の考え方   |
|--|---|---|
|  | <p>専門職養成機関におけるハラスメントによる被害を、計画の対象として位置づけるべきではないか。</p> <p>教員による人権侵害・名誉毀損的行為により中途退学を余儀なくされた学生について、既修得単位の公的承認、学修成果を活かした卒業・資格取得へとつながる救済ルートを、SDGsを推進する管轄自治体である東京都の責任において制度化すること。</p> <p>「被害を受けた結果として退学に至った者」を、単なる自己都合退学者として処理するのではなく、被害者としての立場を明確に認め、回復および人生の再建を支援する枠組みを、計画内に明記すること。</p> <p>精神疾患を持つ者で、事件を起こした者が、その後重大事件を起こさないよう、保護司等が見守ること。</p> | <p>本計画は、犯罪被害者等支援に関する総合的かつ計画的な推進を図るための計画として、都が目指すビジョンや今後取り組むべき施策等を示す行政計画です。</p> <p>ハラスメントについては、東京都人権施策推進指針で人権課題として位置づけ、広報啓発等の取組を推進しています。</p> <p>頂いた御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> |